

事務連絡
令和4年4月21日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

記

○ 「ゴールデンウィーク」中の検査体制の確保について

「ゴールデンウィーク」の期間中において、帰省等の出発前に検査を容易に受けられるよう体制の拡充を図る必要があることから、「ゴールデンウィーク」に向けた検査体制の強化について、令和4年4月15日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」においてお示したところです。

特に5月3日から5日までの間は、祝日が続き、休業する事業者もあることから、経済社会活動を行うに当たり必要な検査の提供が一部の地域で困難となることも想定されるところです。

こうした点も踏まえ、都道府県におかれては、期間中における検査需要を踏まえ、必要な検査が実施できる体制を確保できるよう、管内の実施事業者との調整を行っていただくようお願いします。特に、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」については、令和4年4月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」において、結果通知書の簡略化等による抗原定性検査の効率的な実施が可能となったことも

踏まえ、現在、無料検査を行っている実施事業者に対し、特に5月3日から5日までの間は、可能な限り無料検査の実施に努めていただくよう働きかけをお願いします。

【照会先】

- (1) 臨時の検査拠点整備等に係る相談について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
ICT担当 小川・市川・小宮
直通 03 (6910) 2024
- (2) 検査促進枠について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 徳永・武田・岡田・鈴木・高木・奥玉
西村・塚本・服部・鈴木・山根
直通 03 (6257) 3086
- (3) 臨時交付金全般について
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・仙田・寺田・磯貝・中村
反町・上坂
直通 03 (5501) 1752